

東京交通新聞 2008年3月3日(月)

## <国交省 補助金公募開始へ>

### 地域交通の活性化対策

国土交通省は地方鉄道・コミュニティバス・乗合タクシーなどの導入・システム構築に財政支援する「地域公共交通活性化・再生総合事業」補助金について、今週にも補助要綱・ガイドラインを決定、市区町村が主宰する法定協議会を対象に公募を開始する。最大3カ年、総事業費2分の1の範囲で実証運行や車両の購入、施設整備などに広く賄われる。富山市や京都丹後エリアなど準備している自治体は多く、新たな仕組みが地方の再興に寄与するか注目される。

昨年10月施行の地域公共交通活性化・再生法をベースとした新設の国庫補助制度。2008年度予算は総枠30億円。市町村ほか交通事業者、企業・商店街、住民・NPOなど地域の関係者が協働した法定協が「連携計画」、「総合事業計画」をつくり、管轄の運輸局が審査・認定・交付決定する。補助金に上限はなく、総事業費に対し国と地域が2分の1ずつの協調補助とする。自治体に負担を固定化しない関係者間の分担方式を採る。

補助対象は 鉄道・バス・タクシー・船舶の導入・増便 イベント・割引切符販売 ターミナル構内乗り継ぎ案内・ICカード化 ボランティアセンターの設置 - - などのメニューを一括したプランが基本。ただ、法定協の合意があれば単一モードのみでも容認、柔軟化する。

道路運送法の地域公共交通会議を経由したコミュバス・乗合タクシーへの補助は新制度に包含され、同会議を法定協に振り替えることができるようにする(地交会議・法定協の“二枚看板”)。ガイドラインには申請・交付フロー図や問答集などを盛り込む。

## <地交会議が大幅増>

### 10月時点 400自治体で設置

地域の特性に見合ったコミュニティバス・乗合タクシーシステムを協議・決定する市区町村の「地域公共交通会議」は制度化以降、丸1年となった昨年10月1日時点で391に上っていることが国土交通省がまとめた集計調査で分かった。半年間で倍増し、全国市区町村の2割強を占める規模に。地方再生の基盤としてバス・タクシーが脚光を浴びている姿がうかがえる。年度替わりの開催・立ち上げを目指す自治体が見込まれており、今後さらに増えそうだ。

地交会議の設置数は昨年1月現在の調査で42、4月の調査では181と推移。今回、路線バスが撤退した過疎集落だけでなく、福島・会津周辺や滋賀・琵琶湖畔などの観光エリア、東京都練馬区などの大都市・中核市でも目立った。

地方ブロックで見ると、東北、北関東、中部、山陰、九州が多く、設置されていない都道府県は大阪のみ。都市部ではほかに青森、千葉、長野、静岡、神戸、福岡各市などで発足し、マイカーに依存しない公共交通網の構築に乗り出している。

地交会議制度は2006年10月の改正道路運送法施行で、自家用車有償運送の登録制とともに法制化。市区町村が主宰し、バス・タクシー事業者、住民、企業、行政など関係者が協働し「新乗合」事業者(4条許可)に運行を委託、運賃設定が届け出になるなど規制緩和が講じられている。市町村自身が運営する有償運送バス(79条登録)の導入も任意に議論される。

## コミュニティバス・乗合タクなど地域公共交通 活性化・再生事業補助金の申請フロー

法定協議会設置（市区町村主宰）  
※地域公共交通会議などの振り替え可能

↓  
「連携計画」策定、国交・総務両省送付  
※策定費全額補助（上限2000万円）

↓  
「総合事業計画」申請  
※最大3カ年、実証運行・車両購入・施設整備・システム設計など

↓  
管轄運輸局認定

↓  
補助金交付申請（初年度分）

↓  
交付決定  
※国・地域関係者2分の1ずつ（上限なし、政令市への運行以外経費は3分の1）

↓  
事業開始

↓  
評価実施  
※運輸局の助言など

↓  
補助金交付申請（2年目）

↓  
（以降、繰り返し）

（注）国交省のガイドライン案を基に作成。08年度予算総枠30億円